

## 関東自動車(株)の乗合バスの運賃変更について

関東自動車株式会社の乗合バスの運賃が令和5年8月27日より変更されます。

- 事業者名： 関東自動車株式会社（栃木県宇都宮市築瀬4丁目25-5）  
代表取締役社長 吉田 元
- 対象路線： 栃木県内の一般路線バスの全路線
- 変更後の運賃の内容（現金の場合）

|             | 現行運賃 | 変更後の運賃            |
|-------------|------|-------------------|
| ○対キロ区間制運賃   |      |                   |
| 初乗運賃        | 180円 | <u>190円</u>       |
| ○地帯制運賃      |      |                   |
| 1地帯（うち特別区間） | 170円 | <u>220円（190円）</u> |
| 2地帯         | 220円 | <u>250円</u>       |
| 3地帯         | 220円 | <u>280円</u>       |

主要区間の具体的な運賃については、以下をご参照ください。

## (主要区間の運賃)

| 区間           | 片道運賃  |              |
|--------------|-------|--------------|
|              | 現行運賃  | 変更後の運賃       |
| 宇都宮駅西口～作新学院前 | 220円  | <u>250円</u>  |
| 宇都宮駅西口～帝京大学  | 350円  | <u>400円</u>  |
| 宇都宮東武～真岡営業所  | 1120円 | <u>1290円</u> |
| 栃木駅～国学院前     | 240円  | <u>280円</u>  |
| 那須塩原駅～那須湯本温泉 | 1020円 | <u>1170円</u> |

上記以外の区間の運賃など変更後の運賃の詳細は事業者にお問い合わせ下さい

注) 今般の運賃の変更は、令和5年5月22日付及び同年7月10日付で事業者から申請された上限運賃の変更認可申請について、申請のとおり認可(※)したことを受けたものです。実際に事業者が旅客から収受する運賃は、上記の通り、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなります。

※対キロ区間制運賃：初乗運賃200円、基準賃率58円30銭  
地帯制運賃：1地帯220円、2地帯260円、3地帯300円  
(平均改定率：27.5%)

4. 運賃変更の実施日（予定日）  
令和5年8月27日（日）

5. 乗合バス事業者のホームページ・問い合わせ先

ホームページ URL : <https://www.kantobus.co.jp/>

問い合わせ先 : 関東自動車株式会社 （TEL : 028-634-8133）

【問い合わせ先】 関東運輸局自動車交通部旅客第一課

担当 川村、柿本、田中

電話 045-211-7245 FAX 045-201-8802

【配布先】

神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ、

関東運輸局記者会（ハイタク等専門紙）、

栃木県政記者クラブ